

令和5年度 第2回 教育委員会定例会

令和5年5月12日午前9時30分から、「令和5年度第2回教育委員会定例会」が開催されました。

(議事内容)

1. 経過報告と今後の行事予定
2. 管内教育長・校長合同会議について
3. 当面する教育上の諸問題について
 - (1) 特別な支援を必要とする(いじめ・不登校、問題行動等を含む)子どもへの対応状況
 - (2) コロナ感染症対策について
 - (3) 令和4年度熊本県就学前教育に係る実態調査の結果について
 - (4) 旧石井家住宅(北原白秋生家)保存活用について
4. その他

議事詳細については議事録の開示を行いますので、教育課学校教育係までご連絡ください。また、教育委員会は傍聴することができます。

問 教育課 学校教育係 ☎53-0201



熊本県子ども会連合会から表彰 及び感謝状贈呈

5月20日、令和5年度熊本県子ども会連合会総会の場で、日高香奈恵さんへ功労者表彰(指導者・育成者)及び感謝状贈呈がありました。日高さんは、平成17年から令和4年までの18年間にわたり、町子ども会連合会と子ども会連合会の発展に多大なる貢献と実績を納められました。

日高さんは「このような表彰をいただいたのは、町子ども会連合会関係者や地域の方々のご支援・ご協力のおかげです。これからも町の子どものためにできることを続けていきます」と感謝と喜びを語りました。

ふるさと関所まつりの 開催日が決定しました

第33回 ふるさと関所まつり

- とき 11月19日(日)
- ところ 南関町役場特設会場一帯

詳細なプログラムや内容は、各家庭にチラシを配布して事前にお知らせします。

問 南関町まつり実行委員会事務局
(まちづくり課 商工観光係) ☎57-8501



令和6年4月 「熊本県夜間中学」が開校します

「夜間中学」とはどんなところ？

- 夜に授業がおこなわれる中学校のことです。
- 授業料や教科書代は無料です。
- 月曜日から金曜日まで1日4時間、夕方から夜にかけて昼の中学校と同じ勉強をします。
- すべての勉強が終われば、中学校卒業です。

●入学対象者

- ・様々な理由で中学校を卒業していない人(県内在住の15歳以上の方)
- ・中学校を卒業したが不登校や家庭の事情等であまり学校に行けなかった人
- ・勉強したい外国人

●建設予定地

県立湧心館高等学校内

【入学希望者説明会】

- とき 7月18日(日)
午後6時～午後8時
- ところ 玉名市民会館

問 熊本県教育庁市町村教育局義務教育課夜間中学設置準備班
☎096-333-2689
【メール】 gimukyouiku@pref.kumamoto.lg.jp

様々な情報を発信しています。
ぜひご覧ください。



熊本県教育委員会HP

南関町工商业者限定 補助金取得に向けた事業計画作成セミナー 及び個別相談会

各種補助金採択に向けて、事業計画作成セミナー及び個別相談会が開催されます。

事業計画作成セミナー

- とき 7月25日(火) 13:30～16:30
- ところ 南の関うから館(南関町関町1230)

個別相談会

- とき 7月31日(月) 10:00～16:00
- ところ 南関町商工会館(南関町関町1500-1)

共通事項

1. 講師：中小企業診断士 穴井 勇二 氏
2. 参加費：無料
3. 申込期限：7月24日(月) 17:00
4. 申込方法：南関町商工会に設置してある申込用紙に記入の上、窓口へ提出。

詳しい内容は、

南関町商工会(0968-53-0120)までお問い合わせください。

インボイス制度説明会・ 登録申請相談会の開催

制度の円滑な導入に向け、一般の事業者が誰でも参加できる説明会を開催します。説明会の後には、登録申請書の記載方法についても説明します。

個人事業者は、マイナンバーカードおよびスマートフォンを持参すると、その場でe-Taxによる登録申請ができます。

1 とき 7月5日(水) 午後2時～4時 ※定員14人

2 ところ 玉名税務署 2階共用会議室

3 留意事項

事前申込となっています。

7月4日(火)の午後5時までに玉名税務署(☎72-2125)へお電話でお申し込みください。

※お電話は、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

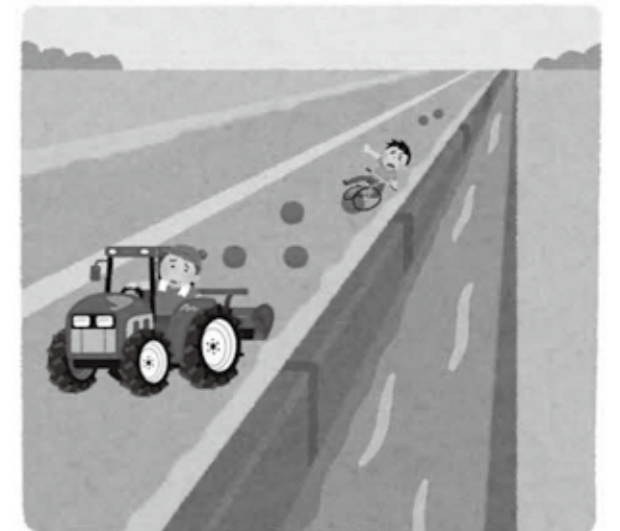
問 玉名税務署 ☎72-2125

道路の泥汚れ防止のお願い

工事や農作業等で車両が汚れたときは、公道へ出る前に、必ず泥を落としてから走行するようにお願いします。荷物等を積載している場合は、道路に落下させないように注意してください。道路に落ちた大きな泥のかたまり等は車の走行や歩行者の通行の妨げになり大変危険です。

みだりに道路を汚損することは法律で禁止されており、違反した場合は一年以下の懲役、または五十万円以下の罰金に処せられます。(道路法第四十三条第一項、道路法第二百二十条第三項)

やむを得ず道路を汚した場合は、速やかに清掃するなどマナーを守っていただくようご協力をお願いします。



問 建設課 管理係 ☎57-8592
経済課 農政係 ☎57-8504
玉名警察署 交通係 ☎74-0110